

令和3年6月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和3年6月16日(水)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時10分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	出席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	欠席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	関根 和彦	農地調整課長	阿久津 守	農業振興課主査	野口 雅朋
	副理事	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主査	新井 雅信
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課係長	宇根 義雄	農地調整課主事	村松 彩香
議案	議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第22号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第24号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第25号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第26号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第27号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第28号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について				
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について 					

<p>1 開 会 関口会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和3年6月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、引続き担当委員からの議案説明は省略し、補足等がある場合に限り説明をお願いいたします。</p> <p>なお、複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>次に、引続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、この会議は議事録作成をする必要があります、感染拡大防止に十分配慮した上で、マイクを使用しての進行とさせていただきます。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p>
<p>2 会議成立の報告 関口会長職務代理者</p>	<p>本日は、中山委員が欠席されておりますので、委員21名中20名出席です。よって、「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしておりますので、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 関口会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、</p> <p>議席番号8番 小山 吉男 委員</p> <p>議席番号9番 小泉 孝行 委員</p> <p>を指名いたします。</p>

<p>4 議案審議</p> <p>議 長</p>	<p>議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、川通地区、井原委員より何かございますか。</p>
<p>井原委員</p>	<p>補足説明をいたします。譲受人は86歳、譲渡人は84歳であり、二人は兄弟でございます。親の相続の際に、登記したわけでございますが、今回、譲受人に譲り渡すということでございます。申請地については非常に良く管理されております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第21号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第21号について、原案どおり許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きますして、議案第22号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、七里地区、西澤委員より何かございますか。</p>
西澤委員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号2番、土合地区、高崎委員より何かございますか。</p>
高崎委員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号3番、川通地区、井原委員より何かございますか。</p>
井原委員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号4番、河合地区、関根委員より何かございますか。</p>
関根委員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号5番、裏慈恩寺地区、事務局より何かございますか。</p>
事務局	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第22号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第22号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	— 総員賛成 —
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第22号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員より何かございますか。</p>
小島委員		<p>補足説明をいたします。案件図をご覧ください。申請地の東側は田となっておりますが、田植えはしておりません。北側の二筆については、田植えが済んでおります。申請地との間には、水路がありますが、工事の際には、CB4段の上にメッシュフェンス及び1.8mの鉄板フェンスを設置するため、周辺農地に影響はないと思われま</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		<p>補足説明をいたします。案件図をご覧ください。申請地の北側及び東側には水路がございます。また、南側には少し高くなっている農地がございます。東側にある農地3筆につきましても、近く農地改良をする予定でございます。このことにつきましても隣地の方の了解をいただいております。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、七里地区、西澤委員より何かございますか。</p>
西澤委員		<p>ありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、七里地区、西澤委員より何かございますか。</p>
西澤委員		<p>ありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
西形委員		<p>ありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号6番、土合地区、高崎委員より何かございますか。</p>
高崎委員		<p>ありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号7番、土合地区、高崎委員より何かございますか。</p>
高崎委員		<p>ありません。</p>

|

|

|

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号8番、野田地区、横山委員より何かございますか。

横山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号9番、新和地区、小泉委員より何かございますか。

小泉委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号10番、和土地地区、濱野委員より何かございますか。

濱野委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号11番、和土地地区、濱野委員より何かございますか。

濱野委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号12番、和土地地区、濱野委員より何かございますか。

濱野委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号13番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。

本田委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号14番、河合地区、関根委員より何かございますか。

関根委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
以上、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

議

長

質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。
議案第23号について、賛成の方の挙手を求めます。

各

委

員

— 賛 成 多 数 —

議

長

総員賛成でございます。
議案第23号について、許可することと決定いたします。

議 長	続きまして、議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議します。
議 長	番号1番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。
杉 山 委 員	ありません。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、番号2番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。
細 沼 委 員	ありません。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、番号3番、七里地区、西澤委員より何かございますか。
西 澤 委 員	ありません。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、番号4番、七里地区、西澤委員より何かございますか。
西 澤 委 員	ありません。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、番号5番、片柳地区、小山委員より何かございますか。
小 山 委 員	ありません。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、番号6番、片柳地区、小山委員より何かございますか。
小 山 委 員	ありません。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、番号7番、片柳地区、小山委員より何かございますか。
小 山 委 員	ありません。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、番号8番、三室地区、西形委員より何かございますか。
西 形 委 員	ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号9番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号10番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号11番、尾間木地区ですので私の案件ですが、問題はありません。

続きまして、番号12番、尾間木地区ですので私の案件ですが、問題はありません。

続きまして、番号13番、尾間木地区ですので私の案件ですが、問題はありません。

議長 続きまして、番号14番、大門地区、石井委員より何かございますか。

石井委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号15番、大門地区、石井委員より何かございますか。

石井委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号16番、野田地区、浅子委員より何かございますか。

浅子委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号17番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。

本田委員 ありません。

議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号18番、河合地区、関根委員より何かございますか。	
関	根	委員	ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号19番、慈恩寺地区、事務局より何かございますか。	
事	務	局	ありません。
議	長	ありがとうございました。 以上、議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による案件について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。	
小	林	委員	番号3番、4番について伺います。作付計画にクワイとありますが、販売の計画が分かるようでしたら、教えてください。
事	務	局	申し訳ございません。販路については、確認できておりません。
高	松	委員	10番について伺います。耕地面積について、貸付面積と借入面積がともにかなり大きいように見受けられるが、どういった事情があるのか教えていただきたいです。
事	務	局	貸付地については、以前新規就農をされた方が、申請者の指導農家として農業をしており、その方に農地を貸付けをしております。
議	長	ありがとうございました。 他に何か質問はございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第24号について、賛成の方の挙手を求めます。	
各	委	員	— 賛 成 多 数 —
議	長	総員賛成でございます。 議案第24号について、許可することと決定いたします。	

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第25号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議します。</p> <p>番号1番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
<p>小 山 委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 以上、議案第25号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第25号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございます。 議案第25号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第26号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議します。</p> <p>番号1番から番号5番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第26号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第26号について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第27号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議します。</p> <p>番号1番から番号3番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第27号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第27号について、原案どおり証明することといたします。</p>

議	長	続きまして、議案第28号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。番号1番、事務局より説明願いますが、何かございますか。
事	務	事務局より補足説明させていただきます。
	局	この案件は、議案第24号番号14及び番号15の利用権設定にて農地中間管理機構が借受ける農地を、市が作成しました農地利用配分計画(案)の賃借権の設定等を受ける者に6年間貸付けることが適切か否かについて、市農業政策課より農業委員会に対して意見照会があったものでございます。申請者が利用配分を受ける農地については、申請者が元々耕作していた農地でございます。申請者が貸付けていた農地を今回、自身で借受けるものでございます。耕作状況、農機具等は、補足資料記載の通りでございます。周辺の農地利用に及ぼす影響はないと思われま。
議	長	ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。
小	林	補足資料について伺います。権利のところが使用賃借権となっておりますが、使用賃借権で間違いないでしょうか。
委	員	
事	務	使用賃借権で間違いございません。
局		
議	長	ありがとうございました。 他に何か質問はございますか。
議	長	ないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第28号について、農業政策課に回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。
各	委	— 異 議 な し —
員		
議	長	それでは、議案第28号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。

<p>5 報告事項</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。 令和3年5月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。</p> <p>農地法第6条の2第1項の規定による報告（一般法人）でございます。 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知でございます。 2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p> <p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言</p> <p>本田会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦勞さまでした。</p> <p>これもちまして、令和3年6月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>